

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等に係る取扱いについて」における措置期間の延長について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事及び業務の一時中止の取り扱いについて周知しているところですが、令和2年3月11日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について」の内容を踏まえ、本市における対応についても、一時中止を可能とする期間を令和2年3月19日までに延長することとしましたので、当該意向を有する場合は、工事監督員又は調査職員にお申し出ください。